



Support

こんなときには 14日以内に 必ず届け出を

加入は世帯単位で
届出は14日以内に

国保へは世帯単位
で加入し、加入手続き
は世帯主が行うこと
になっています。世帯主
は自分の家族に異動が
あったときは、14日
以内に届出をしなければ
なりません。

家族一人ひとりが
みんな被保険者です

国保では、加入は世
帯単位ですが、家族一
人ひとりが皆、被保険
者です。保険証は被保
険者に一枚交付されま
す。同じ住居に住んで
生計が一緒の人は同じ
世帯となります。
住み込みの店員やお

手伝いさんなどでも、
雇用主と同じ住居で生
活をし、賃金の支払い
がなく、生計を一にし
ていると認められる場
合は、雇用主と同じ世
帯になります。また、
賃金の支払があり、生
計が別であると認めら
れる場合は、それぞれ
別の世帯となります。

届出が遅れると…

届出が遅れると、①
保険税をさかのぼって
払わなければならない
②医療費を全額自己負
担しなければならない
③後で医療費を返さな
ければならない、とい
う場合がありますので、
ご注意ください。

国民健康保険（国保）に加入している
世帯の全員、またはその一部の次に次
のような異動があった場合には、14日
以内に役場保険健康課保険年金班へ届
出をしてください。届出を忘れたり、
遅れたりすると、保険証を使った医療
が受けられないことがあります。

◆ 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた	印かん、ほかの市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印かん、保険証

◆ 国保から脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出する	印かん、保険証
職場の健康保険に加入した	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
生活保護を受けるようになった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
国保の加入者が死亡した	印かん、保険証、預金通帳、会葬御礼状等

◆ そのほかのとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わった	印かん、保険証
退職者医療制度に該当した	印かん、国保の保険証、年金証書
世帯が分かれた、一緒になった	印かん、保険証
修学のため住所を変えた	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくした、汚れて使えなくなった	印かん、身分を証明するもの、使えなくなった保険証
世帯主や加入者の名前が変わった	印かん、保険証



Welfare INFORMATION

平成26年度の
保育料の
お知らせです。

福祉の そこが知りたい



福祉人権課 ☎42局2111番

■今年度の保育所の保育料

(単位：円)

階層	世帯区分	3歳未満	3歳	4歳以上	
1	生活保護の受給世帯	0	0	0	
2	母子世帯・父子世帯・身体障害者のいる世帯	0	0	0	
	町民税の非課税世帯	1人目	8,100	5,400	5,400
2人目		4,050	2,700	2,700	
3	平成25年度分の町民税が課税の世帯	1人目	17,500	14,800	14,800
		2人目	8,750	7,400	7,400
4	平成25年分の所得税額が40,000円未満の世帯	1人目	27,000	24,300	24,300
		2人目	13,500	12,150	12,150
5	平成25年分の所得税額が40,000円以上103,000円未満の世帯	1人目	40,000	37,300	32,700
		2人目	20,000	18,650	16,350
6	平成25年分の所得税額が103,000円以上413,000円未満の世帯	1人目	54,900	38,200	32,700
		2人目	27,450	19,100	16,350
7	平成25年分の所得税額が413,000円以上の世帯	1人目	72,000	38,200	32,700
		2人目	36,000	19,100	16,350

※住宅取得等特別控除などの税額控除は適用されません。

※所得税額については、税制改正による年少扶養控除等の廃止がないものとし、復興特別所得税については課税されないものとして計算します。



保育所の 保育料のお知らせ

平成26年度の保育料は左の表のとおりです。
なお、複数の子どもを保育する世帯では、
2人目の子どもにかかる保育料は半額、
3人目以降の子どもは無料となります。

複数のお子さんが 保育所や幼稚園などを 利用している場合は：

保育所以外に幼稚園や認定こども園を利用している子どもも算定対象に含めるため、これらの施設を利用している子どものうち、保育所を利用している子どもの保育料は、2人目の子どもであれば半額、3人目以降の子どもであれば無料となります。

休日保育事業のご案内

鞍手町の保育所に通っている子どもで、保護者が仕事などの都合により、家庭内で保育ができない世帯の

子どもを休日にも預かっています。詳しい内容は、各保育所または役場福祉人権課にお尋ねください。

▽保育日 日曜日、国民の休日（行事のある休日と年末年始は除く）

▽保育時間 午前7時15分から午後6時15分まで

▽保育場所 剣第一保育所

▽利用料金 3歳未満の子どもは日額二千円。3歳以上の子どもは日額

一千五百円

▽利用者登録 利用希望日の前月20日までにお申し込みください

▽申し込み 役場福祉人権課児童人権班まで

